

青森県地球温暖化防止活動推進員（あおもりアースレンジャー）運営要領

1 目的

この要領は、青森県地球温暖化防止活動推進員（あおもりアースレンジャー）設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、青森県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 活動報告

推進員は、各年度ごとの活動状況について、翌年度4月30日までに、あおもりアースレンジャー活動報告書（別紙様式1）により県に報告する。

なお、委嘱された日の属する年度にあつては、当該委嘱された日からの活動状況について、同様とする。

3 変更届出

推進員は、県の委嘱を受けた以降、住所、連絡先その他重要な事項に変更が生じた場合は、その変更内容について、速やかに変更届出書（別紙様式2）により県に届出する。

また、変更の届出をした事項について、再度変更が生じた場合も同様とする。

4 研修・認定等

- ・県は、研修会の開催、推進員に対する地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供等に努め、推進員の資質の向上及び推進員の活動の支援に努める。

- ・設置要綱第2条第1項（2）に規定する「派遣活動（環境出前講座）」を実施するに当たっては、次の要件を満たし認定を受けているものであること。

- （1）環境教育プログラムシナリオにより、自主学習を行うこと。

- （2）県が別に定める認定研修を受講すること。

- ・認定の有効期間は、認定を受けた日から、推進員の委嘱期間満了までとする。なお、引き続き次期推進員の委嘱を受けた場合は、当該委嘱期間満了まで更新する。

5 活動経費

（1）自主活動

- ・推進員活動は原則として無償とするが、県主催の研修会等に推進員が出席する場合の旅費は、県の規定により算出した額を県が負担する。

- ・推進員に活動を依頼する者は、推進員に交通費等の実費が伴う場合、これを負担することとする。

（2）派遣活動（環境出前講座）

- ・環境出前講座の実施に係る謝金及び旅費については、県からコーディネート業務を受託する者が支払う。

なお、具体的な算定方法や支払い方法等については別に定める。

6 情報の提供

県は、推進員応募申込書の記載事項のうち、推進員と青森県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）との連携を図るために必要と認められる事項について、センターに情報を提供することができる。

また、県及びセンターは、県がセンターに提供した情報その他の情報のうち、氏名、自宅の市町村名及びその他本人の同意が得られた事項について、他の推進員の活動、住民の活動又は市町村の施策等の推進を支援するために必要な範囲において、他の推進員、住民又は市町村等に情報を提供することができる。

7 事故等の対応

推進員は、活動を行うに当たって、事故等に十分注意しなければならない。

（1）自主活動

県は、推進員がその活動中に被った損害及び第三者に対して与えた損害について、県の責めに帰する理由により生じた場合を除き、賠償の責を負わない。

(2) 派遣活動（環境出前講座）

環境出前講座の実施中に被る傷害事故を補償するため、県は認定を受けた推進員を対象に傷害保険に加入する。

附則

この要領は平成14年3月6日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成18年1月18日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成20年1月7日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成20年3月5日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成22年3月29日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成24年2月15日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は平成28年1月25日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は令和2年10月19日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は令和5年11月28日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要領は令和7年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この要項は令和7年11月26日付けで改正し、令和8年4月1日から施行する。

あおもりアースレンジャー活動報告書

年 月 日

青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課長 殿

活動内容を次のとおり報告いたします。

氏 名	
活動期間	
活動地域	
活動内容	

【提出先】〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県 環境エネルギー部 エネルギー・脱炭素政策課
地域脱炭素推進グループ
FAX：017-734-8213、E-mail：enerugi@pref.aomori.lg.jp

【提出期限】活動年度（4月1日～3月31日）：翌年度4月30日まで

変更届出書

年 月 日

青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課長 殿

推進員応募申込書の記載事項について、以下のとおり変更があったので届出します。

氏 名		
変 更 が 生じた日	年 月 日	
変更内容 (変更が生じた項目のみ、変更前後を記載してください。)		
項目	変更前	変更後
自宅住所		
自宅TEL		
自宅FAX		
携帯電話		
自宅パソコン E-mail		
職業		
勤務先		
勤務先 住所		
勤務先 TEL		
普段の 連絡先		

【提出先】〒030-8570 青森市長島1-1-1
 青森県 環境エネルギー部 エネルギー・脱炭素政策課
 地域脱炭素推進グループ
 FAX：017-734-8213、E-mail：enerugi@pref.aomori.lg.jp